

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ひろぎんホールディングス		コード	7337
提出日	2025/06/03	異動（予定）日	2025/06/24	
独立役員届出書の提出理由	第5期定時株主総会に社外取締役候補者が付議されるため			
☒	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	新免 慶憲	社外取締役	○												○		有	
2	松村 はるみ	社外取締役	○												○		有	
3	谷 宏子	社外取締役	○												○		有	
4	北村 俊明	社外取締役	○												○		有	
5	大隈 郁仁	社外取締役	○												○		有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		日本銀行および公益社団法人日本証券アナリスト協会で培われた金融全般における高度な専門性と豊富な実務経験を有しております。2020年6月より株式会社広島銀行取締役（社外）、2023年6月より当社取締役（社外）に就任しており、引き続きその高度な専門性や高い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、また、一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として届出するものです。
2		企業経営者として豊富な経験とその経験を通して培われた高い見識を有しております。2023年6月より株式会社広島銀行監査役（社外）、2024年6月より当社取締役（社外）に就任しており、引き続きその豊富な経験や高い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、また、一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として届出するものです。
3		公認会計士として財務および会計に関して豊富な経験と幅広い知見を有し、また上場企業の取締役監査等委員も経験しております。2022年6月より当社の監査等委員である取締役（社外）に就任しており、引き続き財務および会計の専門家としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、また、一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として届出するものです。
4		IT分野における学識者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。2022年6月より当社の監査等委員である取締役（社外）に就任しており、引き続きIT専門家としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、また、一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として届出するものです。
5		東急不動産ホールディングス株式会社代表取締役社長および東急不動産株式会社代表取締役社長を歴任するなど、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しております。2024年6月より当社の監査等委員である取締役（社外）に就任しており、引き続きその豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、また、一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として届出するものです。

4. 補足説明

社外取締役の独立性判断基準

1. 当社において、独立性を有する社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役としての要件および東京証券取引所の定める社外取締役の独立性の基準を充足するとともに、現在または最近において、次の（1）から（6）のいずれの要件にも該当しない者とする。
（1）当社の主要株主またはその業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）
（2）当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役等
（3）当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役等
（4）当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人・団体等である場合は、当該法人・団体等に所属する者を含む。)
（5）当社グループから、多額の寄付等を受けている者またはその業務執行者
（6）次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
（イ）上記（1）から（5）に該当する者
（ロ）当社グループの取締役・執行役員・その他使用人等の業務執行者
※上記における各用語については、次のとおり定義する。
①最近 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
②主要株主 直接または間接に10%以上の議決権を保有する者
③主要な 直近事業年度の連結売上高（当社グループの場合は連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定する。
④多額 過去3年平均で、年間1,000万円以上
⑤重要でない者 「会社の役員・部長クラスの者や会計事務所・法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等」ではない者
⑥近親者 配偶者および2親等内の親族

2. 上記（1）から（6）に定める要件に形式的に該当しない場合であっても、総合的に判断した結果、独立性に疑義がある場合には独立性を否定することがある。また、上記（1）から（6）のいずれかに該当する場合であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件および東京証券取引所の定める独立役員の基準を充足し、かつ、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立性を有する社外取締役候補者として選任することもある。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。